

八千代市廃棄物減量等推進員協働事業「ごみ減量学習会」実施要領

(事業目的)

第1条

八千代市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）との協働事業として、市（クリーン推進課・清掃センター）主催による「ごみ減量学習会」（以下「学習会」という。）を区・町会又は自治会（以下「自治会等」という。）と連携して、ごみの減量化とリサイクルの推進を図る目的に実施します。

(実施手順)

第2条

学習会については、下記の手順により実施します。

- 1 市は、自治会等に対して学習会の実施についての案内を行います。
- 2 自治会等は、市からの案内により、実施希望日及び会場、参加人数等を市へ連絡してください。
- 3 会場の手配は、自治会等が行ってください。
- 4 市は、自治会等と調整のうえ実施日時、講師、学習内容等を決定いたします。
- 5 市及び自治会等は、ごみ減量学習会申込兼決定通知書（第1号様式）により、本学習会の確認を行います。

(学習内容)

第3条

学習会の内容については、下記により実施します。

- 1 本学習会の講師は、原則として、クリーン推進課及び清掃センター職員とします。
- 2 本学習会の開催告知は、原則として自治会等が行っていただきます。
- 3 主な学習会内容は、ごみ処理の現状、ごみの分別及びごみの減量化施策等について、講義します。
- 4 講師は、学習内容について、自治会等と事前に十分調整を行います。
- 5 学習会は、必要に応じて、学習会資料、啓発ビデオ（DVD等を含む）、プロジェクター及び写真等を適宜活用します。
- 6 学習会の事務局は、クリーン推進課とします。
- 7 その他、学習会に関して必要なことは、別に関係機関が協議して決めます。

(事業経費)

第4条

事業に要する経費は、下記のとおりとします。

- 1 学習会資料の印刷物等（コピー等）は、市の負担とします。
- 2 学習会に必要な消耗品等は、原則としてクリーン推進課が、負担します。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、平成22年5月1日から施行します。